

妙高市図書館資料収集方針

この収集方針は、妙高市図書館の機能充実を図るために必要な資料収集の方針を定めることを目的とする。

[1] 基本方針

(図書館の目的と収集の原則)

- 1 妙高市図書館は、市民の基本的な人権のひとつである「知る自由」を保障する機関として、市民の要求に基づき、教養、調査研究、レクリエーション等に役立つ資料を積極的に収集する。
- 2 市民に多様な要求や関心、地域や社会の状況を反映させるため、組織的、系統的に資料の収集を行う。

(収集対象資料)

- 3 収集する資料は次のとおりとする。
 - (1) 図書
 - (2) 逐次刊行物
 - (3) 郷土資料
 - (4) 視聴覚資料(DVD、CD等)
 - (5) その他の資料(録音図書等)

(収集資料の組織)

- 4 妙高高原図書館室、妙高図書館室は、その役割と機能に応じた資料収集に努め常に連携して妙高市図書館全体の資料の充実に努める。
また、本館では雪、妙高高原ではスキーや岡倉天心、妙高では温泉についての資料を収集する。
- 5 資料の選択は、図書館職員の合議によって行い、図書館長が決定する。

(資料収集の留意点)

- 6 資料の収集にあたっては、次の点に留意する。
 - (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除しない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様とする。
 - (6) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館または図書館職員は支持することを意味するものではない。

(蔵書の更新、除籍)

- 7 開架資料を常に新鮮で魅力ある状態に保つために、書庫入れや更新及び除籍を随時行う。

(市民の要望)

- 8 市民からのリクエストは、資料収集に生かすとともに、この収集方針に沿わないような資料の要求に対しても、図書館間の相互協力等の方法により、可能な限り提供するように努める。
- 9 市民からの蔵書についての意見や要望は、図書館の蔵書構成に対する意思として尊重する。

〔2〕資料選択基準

1 図書

- (1) 市民の一般的な教養、調査研究、趣味、レクリエーション等に役立つ、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じ専門的な図書や現代的テーマを放った資料まで、各分野にわたって幅広くかつ体系的に収集する。
- (2) 参考図書は、市民の調査研究のため、辞典、事典、年鑑、図鑑、書誌、目録、統計等幅広く収集する。
- (3) 各賞受賞作品及び評価の高い資料は積極的に収集する。
- (4) 極めて高度な専門書や学術書、学習参考図書等は原則として収集しない。
- (5) 児童書については厳選して次の基準で収集する。
 - ①文学的に優れた作品、知的好奇心を引き出し、科学の本質をわかりやすく正確に説明した図書。
 - ②芸術性に優れた絵と文が相乗効果をもち、造本がしっかりとした絵本や紙芝居。
 - ③長く親しまれ、高い評価を得ている作品。

2 逐次刊行物

- (1) 新聞については、次のように収集する。
 - ①全国紙は代表的な数紙の収集に努める。
 - ②県内紙は新潟日報を収集し、長期保存する。
 - ③地方紙等はできるかぎり収集し、長期保存する。
- (2) 雑誌については、次のように収集する。

各分野の一般的な雑誌を幅広く収集する。

3 郷土資料

- (1) 郷土とは、妙高市及び上越地方、新潟県を指す。
- (2) 妙高市関連資料については、可能な限り網羅的かつ積極的に複数部収集する。また、新潟県内資料については、必要に応じて選択し収集する。
- (3) 郷土人の範囲は、以下のとおりとする。
 - ①生没、在住等、生涯のすべてを郷土で過ごした人物。
 - ②他郷に出たけれども、郷土出身者として業績のある人物。
 - ③他郷出身者であるが、郷土に在住し、あるいは半生を郷土に過ごし、郷土に影響を与えた人物。
- (4) 収集の範囲は次のとおりとする。
 - ①郷土を主題とした資料
 - ②郷土人を主題とした資料
 - ③郷土人の著作物
 - ④郷土の出版物
 - ⑤古文書
 - ⑥行政資料
- (5) 図書資料については、初版本等オリジナル資料に限定せず、復刻、複写、複製などを含めて網羅的に収集する。

4 視聴覚資料

情報化社会の進展と市民生活の多様化とともに、文字以外の音声や映像などの資料の重要性が一層高まる中で、市民の教養や娯楽に対する要求に応えるために資料を次のように収集する。

- (1) 映像資料
 - ①ビデオテープ
新たな収集は行わない。
 - ②デジタルビデオディスク（DVD）
娯楽等に役立つ資料を幅広いジャンルにわたって評価が高く親しまれる劇映画を中

心に収集する。購入にあたっては、著作権補償処理済のものを収集する。

(2) 音声資料

コンパクトディスク (CD)

娯楽等に役立つ資料を各ジャンルにわたって評価が高く親しまれるものを中心に収集する。

5 障害者用資料(図書館利用に障害のある人のための資料を含む)

視覚に障害があり、通常の図書が読めない人や外出することが困難な人など、図書館利用にさまざまな障害をもつ人の要求に応えるため、次の資料を収集する。

大活字本

弱視者や高齢者等を対象に収集する。

6 その他の資料

市民の国際化及び在日外国人へのサービスに必要な外国語資料の図書等を収集する。

[3] 資料の収集方法

1 資料の収集は、購入、寄贈によって行う。

2 購入にあたっては、次の点に留意する。

① 利用の多い資料は、複本を備える。

② 学習参考書・コミックエッセイ・コミックス等は収集しない。

③ 未所蔵資料のリクエストについては、収集するよう努める。

④ 汚損、破損、忘失等により利用できなくなった図書は、次の基準により補充する。

ア 利用度の特に高い図書

イ 欠本により資料価値が低下してしまう全集、シリーズなどの図書

3 寄贈にあたっては、端本は原則として受け入れないことにする。但し、資料価値が高いと判断できるものは検討の対象とする。また、百科事典・雑誌・コミックス・学習参考書は受け付けない。

4 寄託は、資料価値や寄託条件を検討して、その都度決定する。

5 資料の収集にあたっては、県立図書館、県内市町村図書館、学校図書館等、関係する機関との連携協力を図りながら進める。

6 資料の選定にあたっては、図書館利用者の要望を参考にして選定する。

7 資料の収集にあたっては、次の情報を参考にする。

- ・OPL-MARCの新刊情報
- ・新聞、雑誌等に掲載される書評
- ・各種出版案内資料
- ・出版社等の見計らい
- ・書店店頭等の現物
- ・その他